
資料 3

鶴川水系河川整備基本方針の概要について

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- (1) 流域及び河川の概要
- (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - ア 災害の発生の防止又は軽減
 - イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
 - ウ 河川環境の整備と保全

2. 河川の整備の基本となるべき事項

- (1) 基本高水並びに
その河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項
- (3) 主要な地点における
計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
- (4) 主要な地点における
流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

(1) 流域および河川の概要

流域の概要

- ・ 流域の諸元
 - ・ 流域面積1,270km²
 - ・ 幹線流路延長135km
- ・ 流域の土地利用
 - ・ 中下流部は農地
 - ・ 山林は約8割を超える
- ・ 流域の地形・地質
 - ・ 上中下流の河岸沿いに段丘堆積物
 - ・ 河口部では海浜砂層等が分布
- ・ 流域の気候
 - ・ 南北に細長く高低差がある
 - ・ 上流部と下流部で異なる気象

流域の自然環境

- ・ 上流部（源流～占冠村市街地）
 - ・ 河床勾配 1/150以上
 - ・ 川沿いに下部針広混交林
 - ・ 赤岩青巖峽に代表される渓谷
- ・ 中流部（ニニウ～川西頭首工）
 - ・ 河床勾配 約1/100～1/1,000
 - ・ 広葉樹の河畔林～ヤナギ林
- ・ 下流部
 - ・ 河床勾配 約1/1,000
 - ・ 河岸段丘の続く田園地帯
 - ・ 河口干潟は渡り鳥の中継地
 - ・ シシャモ、サケの遡上



鶴川水系流域図

治水事業の沿革

- ・ 治水事業
 - ・ 昭和9年に準用河川
 - ・ 昭和25年に鶴川地点で3,600m³/s
 - ・ 昭和36年、昭和37年洪水を受け、昭和38年に総体計画を策定
 - ・ 昭和42年に一級河川に指定。同年、工事実施基本計画を策定し、鶴川地点で3,600m³/s
 - ・ 平成18年等で洪水被害を受け、現在まで築堤等を実施
 - ・ 上流支川では、北海道が昭和39年から砂防堰堤等を実施
 - ・ 平成18年に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定

河川水および河川の利用

- ・ 河川水の利用
 - ・ かんがい・水道・発電用水
- ・ 河川の水質
 - ・ 概ね環境基準値を満たす
- ・ 河川の利用
 - ・ 市街地に公園や運動場が整備
 - ・ 河川空間を利用したイベント（シシャモカムイノミ、穂別流送まつり）

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

治水、利水、環境の総合的な方針

- ・ 鵜川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、**地域住民が安心して暮らせる河川等の整備を図る。**
- ・ また、鵜川の自然豊かな環境を保全継承し、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、**治水、利水、環境に関する施策を総合的に展開する。**
- ・ 水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、**河川の総合的な保全と利用を図る。**
- ・ 治水・利水・環境にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を図るため、水利用の合理化等について**関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。**
- ・ 河川の維持管理に関しては、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に**維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図る。**
- ・ 上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組むとともに、**治水上安定的な河道の維持に努める。**

ア 災害の発生の防止又は軽減

- ・ 災害の発生の防止又は軽減に関しては、堤防の新設、拡築及び河道の掘削等により、**計画規模の洪水を安全に流下させる**。なお、河道掘削等にあたっては、河道の維持、河川環境等に配慮して実施する。
- ・ 内水被害の著しい地域については、**必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する**。
- ・ 河川管理施設の機能を確保するため、**平常時及び洪水時における巡視、点検、維持補修、機能改善等を計画的に行う**。また、施設管理の高度化、効率化を図る。
- ・ むかわ町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、情報連絡体制等について調査検討を進め、**地震・津波被害の軽減を図る**。
- ・ 河道内の樹木については、河川環境の保全に配慮しつつ、**適正な管理を行う**。
- ・ 計画規模を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、**被害をできるだけ軽減できるように、必要に応じて対策を実施する**。
- ・ 洪水等による被害を極力抑えるため、総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助等の精神のもと**関係機関や地域住民等と連携して推進する**。
- ・ ハザードマップの作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず**平常時からの防災意識の向上を図る**。
- ・ 本支川及び上下流間バランスを考慮し、**水系として一貫した河川整備を行う**。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ・ 広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、**関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。**
- ・ 渇水・水質事故等の被害を最小限に抑えるため、**情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化を推進する。**

ウ 河川環境の整備と保全（1/2）

- ・ 源流部から河口に至る変化に富んだ川の流れに育まれ、多様な動植物の生息する鶴川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう、その**保全・再生に努める。**
- ・ 流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、**地域の個性等が実感できる川づくりを推進する。**

動植物の生息地・生育地の保全

- ・ 多様な生態系を育む良好な河川環境の保全に努める。外来種については、移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。
- ・ 河口干潟については、モニタリングを行いつつその保全と再生に努める。
- ・ シシャモの産卵床の保全に努めるとともに、魚類等の生息環境の保全に努める。

良好な景観の維持・形成

- ・ 治水面と整合性を図りつつ、赤岩青巖峡等の景勝地、農業地帯と調和した水辺、河口域の干潟等、変化に富んだ特徴的な水辺景観の維持、形成等に努める。

ウ 河川環境の整備と保全 (2/2)

人と河川の豊かなふれあいの確保

- ・ 良好な河川環境を保全しつつ、自然とのふれあい、カヌー、パークゴルフ等の河川利用や環境学習の場等、多くの人々が川に親しめる空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となって取り組んでいく。

水質

- ・ 過去に環境基準値を上回っていた年があったことを踏まえ、適切にモニタリングを行うとともに、関係機関や地域住民との連携を図りながら水質の保全に努める。

河川敷地の占用及び工作物の設置、管理

- ・ 貴重なオープンスペースとしての河川空間の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・環境との調和を図る。
- ・ また、環境や景観に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。

地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理

- ・ たんぽぽフェスティバル等のイベント等地域住民の憩いの場として利用されていることも踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃等を推進するとともに、防災学習、環境教育等の充実を図る。

基本高水のピーク流量

- 基本高水は、大正11年8月洪水、平成4年8月洪水、平成13年9月洪水、平成18年8月洪水等の既往の洪水について検討した結果、そのピーク流量を、基準地点鷓川において $3,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道に配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設 による調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
鷓川	鷓川	3,600	0	3,600

計画高水流量

- ・計画高水流量は、穂別において $2,700\text{m}^3/\text{s}$ とし、さらに残流域の流入量を合わせ、基準地点鷓川において $3,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、その下流は河口まで同流量とする。

鷓川計画高水流量図 (単位： m^3/s)

計画高水位及び川幅

- ・ 本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点 からの距離(km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅(m)
鵜川	穂別	41.0	57.41	230
	鵜川	2.6	6.21	370
	河口	1.0	4.40	970

注) T.P. 東京湾中等潮位
起点からの距離

流水の正常な機能を維持するため必要な流量

- ・ 鷓川地点から上流における既得水利としては、農業用水約 $18.950\text{m}^3/\text{s}$ 、水道用水約 $0.018\text{m}^3/\text{s}$ 、発電用水約 $15.000\text{m}^3/\text{s}$ 、養魚用水約 $0.028\text{m}^3/\text{s}$ の合計約 $33.996\text{m}^3/\text{s}$ の取水がある。
- ・ これに対して、鷓川地点における過去20年間(昭和61年～平成17年)の平均湧水流量は約 $6.4\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は約 $11.8\text{m}^3/\text{s}$ 、10年に1回程度の湧水流量は約 $4.0\text{m}^3/\text{s}$ である。
- ・ 鷓川地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は概ね $6\text{m}^3/\text{s}$ とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。
- ・ なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該水量は増減するものである。